様式第２号

誓約書

春日部市ふるさとかすかべ応援寄附金お礼品の申込みをするにあたり、次の事項について誓約します。

１　申込み及び審査について

（１）　お礼品については総務省の定める地場産品基準（平成 31 年４月１日付け総務省告示第 179 号第５条各号）を遵守します。

（２）　春日部市ふるさとかすかべ応援寄附金お礼品申込書の記載事項は真実に相違ありません。

（３）　審査において、在住状況及び納税状況に関する情報が確認されることについて了承します。

なお、市税等の滞納がある場合は完納し、万一、正当な理由なく不履行のときは、直ちに協力事業者としての資格喪失、お礼品参加取消を受けても、異議を申しません。

（４）　認定基準に適合しないと判断された場合及び申請資格に適合しないと判断された場合に、協力事業者の認定対象から除外されても何ら異議を申し立てません。

（５）　代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等ではありません。

２　個人情報の取り扱いについて

（１）　個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係法令を遵守します。

３　認定を受けた場合について

（１）　事業の実施において、春日部市ふるさとかすかべ応援寄附金協力事業者募集要領及び市長の指示に従います。

（２）　認定を受けたお礼品の生産､製造及び適正な品質管理体制を整備するとともに、寄附者に対して安全と信頼の確保に努めます。

（３）　お礼品の品質等に関して、苦情等があった場合は、誠意をもって対応し解決に努めるとともに、速やかに市へ報告を行います。

（４）　配送に関し、運送会社側のトラブル、または発送元の梱包不備等の事情により、発送から配達完了までの間にお礼品が損なわれる事態が生じた場合は、速やかに運送会社との間で再送品の発送手配を行い、代金は運送会社との取り決めに基づき適切に負担します。

（５）　お礼品の瑕疵、事故等により寄附者又は第三者へ損害を与えた場合は、協力事業者の責任において対処します。また、市に損害を与えた場合、市の請求に応じて損害賠償を行います。

年　　月　　日

春日部市長　　あて

所在地

名　称

代表者　　印